

**Q** 医療費控除を受けるためには、どうしたらいいのでしょうか？

昨年、家族が入院したため多額の医療費がかかりました。  
医療費控除について教えてください。

**A** 支払った医療費の額を明細書などにまとめて申告してください。



自分や家族のために支払った医療費が一年間で一定の金額を超えた場合には、申告すると医療費控除を受けることができ、市県民税額が下がる場合があります。

※市県民税が非課税や均等割のみの課税になるかた（P3参照）は、医療費控除の申告を行っても、市県民税の税額には影響がありません。

○控除額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{その年中に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険などから} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{10万円または} \\ \text{総所得金額等の5\%} \\ \text{(どちらか少ない方の金額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療費} \\ \text{控除額} \\ \text{(上限200万円)} \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額が200万円未満のかたは10万円ではなく、総所得金額の5%を超えた金額（10万円より小さい額）が医療費から差し引かれます。

○医療費控除の申告手続き

所得税が課税されているかたは税務署へ所得税の確定申告を、所得税が課税されないかたは市役所に市県民税申告を行います。

医療費通知（健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」）、または支払った医療費の額などを自分でまとめた明細書の添付が必要です。添付がない場合、医療費控除は適用されません。なお、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

〈対象となる医療費の例〉

- ・治療や療養に必要な医薬品の購入費
- ・医師や歯科医師に支払った治療費
- ・治療のためにマッサージ師、はり師、きゅう師などに支払った施術料
- ・治療のために直接必要な通院費用（バス・電車等）、入院時の部屋代や食事代

〈対象とならない医療費の例〉

- ・インフルエンザなど病気の予防接種の費用
- ・健康増進や病気の予防のための医薬品の購入費
- ・人間ドックなどの健康診断のための費用
- ・容姿の美化や容貌を変えることなどを目的とする整形手術の費用
- ・医師や看護師に対する謝礼、診断書の作成料、入院の病衣代
- ・自己都合で希望する差額ベッド料金
- ・おむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」がある場合を除きます）
- ・車で通院した際のガソリン代・駐車場代

※介護保険制度に関する居宅サービスや施設サービスは、対象になる部分とならない部分がありますので、ご利用の介護サービス事業者にもお問合せください。

■医療費控除の特例（上記の通常の医療費控除との重複適用は不可）

健康の保持促進や疾病予防の取組を行うかたが、特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）を購入した対価を支払った場合に受けられる控除です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{控除額 (限度額8万8千円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{スイッチOTC医薬品の購入額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険などから補てんされる金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{1万2千円} \\ \hline \end{array}$$